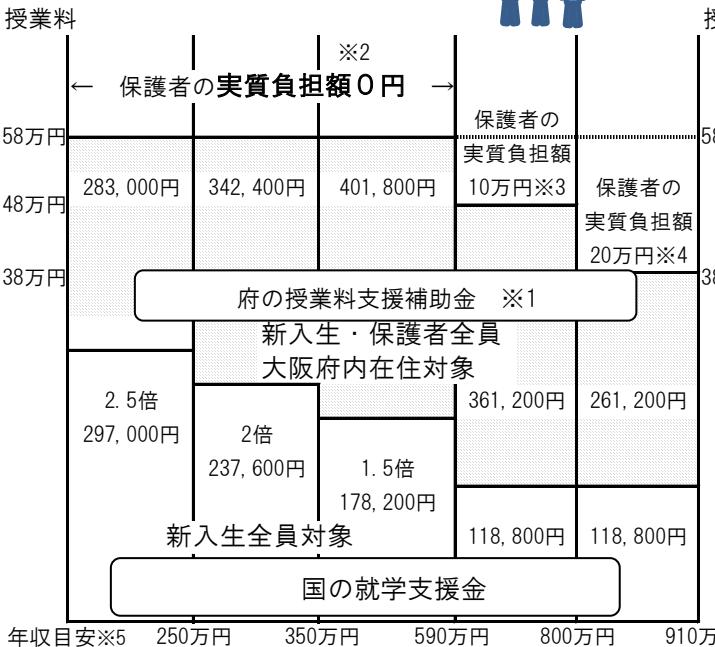


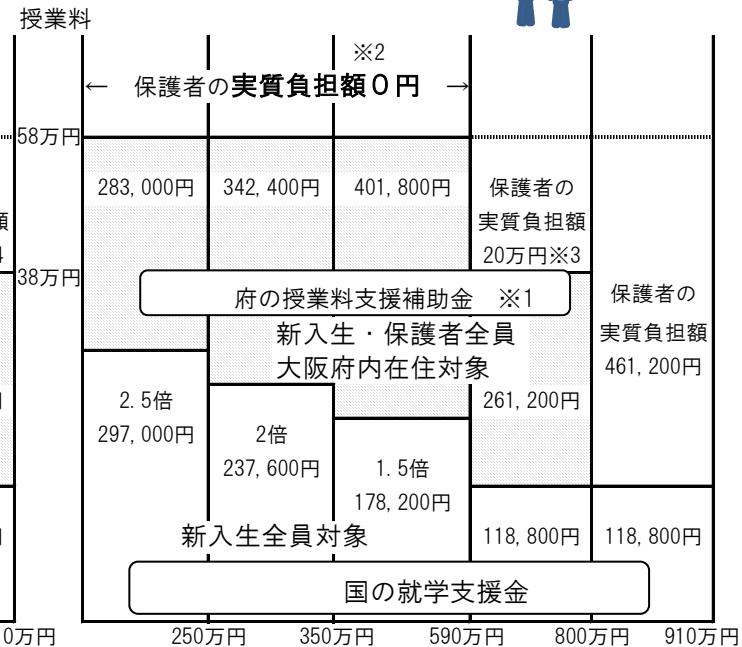
就学支援金・授業料支援補助金の所得基準と支給額(平成29年度入学生の制度、30年度は未定)

全日制高校・中等教育学校(授業料が58万円の学校の場合)

《学生・生徒が3人以上の世帯》



《学生・生徒が2人以下の世帯》



通信制高校(1単位あたりの授業料が12,000円の学校の場合)

所得区分 (年収の目安)	保護者の市町村民税所得割額 (親権者合算)	支援額			保護者実質負担額 (授業料ー(①+②))
		国 就学支援金①	府 授業料支援補助金②	支援額の計 ①+②	
250万円未満	0円(非課税)	12,000円	0円	12,000円	
250万円から350万円未満	51,300円未満	9,624円	408円	10,032円	実質無償 ※2
350万円から590万円未満	154,500円未満	7,218円	2,814円		
590万円から910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	4,812円	7,188円

※府の補助の額は標準授業料を1単位10,032円(上限)として算出する。

- ※1 授業料が標準授業料(58万円)の場合の補助額であり、授業料が標準授業料の額を下回る場合、授業料支援補助の額は減少する。
- ※2 授業料が標準授業料を超える学校の場合、差額は学校が負担する。
- ※3 年収目安590万円以上800万円未満の保護者については、子どもが3人以上の世帯は一律10万円、子どもが2人以上の世帯は一律20万円の授業料負担となる(授業料が標準授業料未満の学校であっても授業料負担額の変動はない)。
- ※4 授業料580万円を超える学校の場合は、その額に20万円を加えた額となる(65万円の授業料の学校の場合⇒授業料負担は27万円)。
- ※5 年収目安は、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯のもの。

【授業料支援補助の要件(全日制・通信制)】

- ①生徒と保護者が大阪府内に在住していること:保護者全員が該当する。在住は住所を有することを指す。
- ②「私立高校生等就学支援推進校」に10月1日に在学していること:大阪府知事が指定した大阪府内の私立高校等。
- ③保護者の市町村民税所得割額が、基準の範囲内であること:親権者合算で判定。国の就学支援金を受給している必要あり。

★利用には手続きが必要です！期日までに在学している学校に提出します！

府の授業料支援補助金は支給されるまでに時間がかかります。

それまでに納入期限が到来する授業料はいったん収める必要があるので注意してください。>

ご注意ください！

1. 授業料は一旦納付が必要！

授業料は一旦払う必要があります。必要な手続きの後、授業料支援の対象となれば、学校より還付されます。

2. 期限までに必ず申請を！

就学支援金、授業料支援補助金を受け取るための手続きは、すべて在学している私立高校で行われます。申請手続きに不備があると、支給されなかつたり支給額が減少する場合があるので高校が示す提出期限までに必ず手続しましょう。

3. 支援金・補助金は学校に支払われます

支援金・補助金は府より高校に支払われます。高校はこれを受けて、保護者へ授業料の還付・相殺(差し引き)をします。還付や相殺の方法は高校によって異なります。